

★雇用調整助成金

小規模事業主の方は支給申請が大幅に簡単になりました。(従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主)

- ・休業等計画届の提出が不要
- ・「平均賃金額」の算定方法を大幅に簡略化(源泉所得税の納付書で可)
- ・オンライン受付システムが始まった
⇒不具合により稼働開始は未定
- ・「雇用調整助成金」・「小学校休業等対応助成金」の1日当たりの支給上限8,330円⇒15,000円となると首相は表明したが、5月26日現在でもまだ決定されていない。今月末までに決定予定とのこと。

★働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)

新型コロナウイルス感染症で注目を浴びたテレワークですが、中小零細は導入が難しい。この度、この助成金の一人当たりの上限額と1企業当たりの上限額などが拡大されました。

【支給対象となる取組】いずれか一つ実施する事

1. テレワーク用通信機器の導入・運用

例えば、社内のPCを遠隔操作するための機器、ソフトウェア、保守サポートの導入、クラウドサービスの導入等

※PC、タブレット、スマホの購入費用は対象外

2. 就業規則・労使協定等の作成・変更

3. 労務管理担当者、労働者に対する研修・周知

4. 社会保険労務士等によるコンサルティング

【支給額】補助率 3/4

一人当たりの上限額 40万円

1企業当たりの上限額 300万円

※成果目標達成は300万円、成果目標未達成は200万円(成果目標とは、テレワークの実施回数など)

★テナント支援協力金

千葉市独自の支援金で、休業要請に応じる店舗の家賃を減額・免除したビルオーナーに減免分の8割を助成する協力金。19日の市長の会見で、1テナント上限50万円から倍の100万円に拡充すると発表された。

★在宅勤務7割続けたい

在宅勤務(テレワーク)は仕事と生活が両立しやすいと子育て中の女性を中心に導入されていたが、コロナの影響で3月以降多くの企業が導入した。

在宅勤務をした74.8%が「新型コロナ収束後も続けたい」と継続を希望。企業も「フレックスタイム」を導入したりと働きやすくしている。「在宅勤務がしたい」と言う意見の中でも「週1~2日程度」の在宅勤務と在社との折衷案を望む声が多かった。

今後も在宅勤務を続けたい？	
「はい」の意見	「いいえ」の意見
通勤時間がなくなり時間の有効活用ができる	子供がいると集中できない
仕事に集中したい時に横やりが入らない	仕事をする環境が整っていない
両親の介護と両立できる	後輩への指導は対面でないといけない
洋服や化粧品にお金がかからない	気軽に同僚に相談できない
自分の仕事が終わればすぐに終業できる	人と顔を合わせず一日中PCに向かうのが辛い
家族との時間が増える	ずっと仕事をしている感覚で疲れがとれない

★職場感染拭えぬ不安

新型コロナウイルスへの警戒が続く中、一部の飲食店などで職場での感染リスクへの不安の声が絶えない。感染が通勤や業務中であれば労災と認定されるが、労災申請は増加しており感染防止策を怠れば企業側の訴訟リスクなどにつながりかねない。

労働契約法では、労働者が生命や身体などの安全を確保しつつ働けるよう必要な配慮を使用者に義務づけており、企業側の十分な対策が求められる。



紫陽花